

第16回 逗子海水浴場の運営に関する検討会 概要

日時：平成29年1月17日（火）

14時30分～16時30分

場所：逗子市役所5階 第7会議室

1 開会

事務局より、逗子海水浴場の運営に関する検討会（以下「検討会」という。）は傍聴できることと、検討会メンバーの代理出席と配布資料について説明。今回は検討会報告書案の内容を決定して、2月中旬に座長が市長に提出する予定である旨の説明。現メンバーの任期が2月に終了するため、次のメンバーについて各自治会と関係団体に選出を依頼する旨についても説明。

2 議題

（1）平成28年度検討会報告書（案）について

- ・事務局が資料1「平成28年度逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書（最終案）」を用いて報告書案の説明を行った。
- ・各メンバーから報告書に追記・修正すべき事項や提案・意見を聞き取った。次のとおりであった。
 - 「5. その他」の意見に「警察官の監視所立ち寄りを平成27年度と同程度実施されるよう要望してほしい」と追記してもらいたい
 - 逗子海岸は桜貝や白い砂があることが本来あるべき姿のため、そのイメージを維持できる養浜を県に対する検討会の要望として「4. 逗子海水浴場の振興策の提案」に追記してもらいたい

（2）その他

- ・逗子市新宿自治会から資料2「逗子市新宿自治会資料」の説明があり、次のとおり要望が挙げられた。
 - 保険対応で補えない部分も含めた原状回復を海岸組合に義務づけること
 - 事故に対する責任問題を報告書に明記すること
 - 海水浴場設置者である市が解決に向けた調整をすること
 - 海岸組合による保険の一元化及び建築・解体期間も含めた保険対応をすること
- ・海岸組合から被害者宅を訪問したことについて、次のとおり報告があった。
 - 市と逗子市新宿自治会とともに被害者宅を訪問した
 - 海岸組合から被害者に原状回復について協力する旨を伝えた

- 被害者は普段利用している工務店での修繕を希望している
- それ以降被害者から連絡はない
- 今後も事故があった際は、できる限りの対応をしていきたい
- ・神奈川県横須賀土木事務所まちづくり・建築指導課から、建築基準法の手続きと許可の基準や安全性のチェックの内容について、次のとおり説明があった。

(建築基準法の手続き)

- 海の家は期間を定めて一時的に設置される建築物となるため、建築基準法に基づく確認申請の前に仮設建築物の許可が必要となる
- 一定規模以上の建築物は構造計算が必要だが、海の家は仮設建築物の許可をとっているために建築基準法第 85 条第 5 項により緩和条項があり審査対象とならない。

(今回の事故について)

- 海の家のような小規模な建物は、確認申請の手続きでは構造図や構造計算書等の構造耐力の規定を審査するための図面は添付されないもので、詳細な条件等は、当土木において確認出来ない。
- 構造安全性については、設計・工事監理を行った建築士の責任となる
- 建築主からは、事故の原因究明と今後の再発防止策について、建築基準法第 12 条第 5 項による報告書の提出を受けている
- 報告書によると事故の原因について、今回の台風では風が強かったため、屋根が飛んでしまったとのことであった
- 毎年開催している海水浴場施設の海岸法による占用手続及び建築基準法に関する説明会で一層の安全管理を要請し、昨年のような事故が起きないようにしていきたい
- ・神奈川県横須賀土木事務所許認可指導課から占用許可条件が次のとおり読み上げられた。
 - 海水浴場施設の建築・撤去工事施工中又は占用が原因で、第三者に損害を与えた場合は、占用許可を受けた者が解決にあたらなければならない
- ・検討会メンバーから次のとおり意見があった。
 - 人身事故などの緊急事態に対応できる体制づくりを海岸組合や市にはしてもらいたい
 - 検討会内で方向付けをするものではなく、新宿自治会・被害者・海岸組合の間での円満な解決を望むとしか意見できないと思う
 - 検討会で結論を出すものではないが、民事といえども海水浴場という特別な状況下のため、通常の事故とは異なる点は各メンバーで認識すべき
 - 海岸組合の組合員が対応を放棄してしまった場合なども踏まえて、海岸組合で対応すべき
 - 建築基準法第 85 条第 5 項の規定による仮設建築物に対する制限の緩和では、安全上支障がないと認める場合において建築を許可できているので、安全性について審査するのではないか。
 - 県内一律でなく、各々の地域の環境を考慮して安全基準について個別判断してもらいたい

- 市から次のとおり説明があった。
 - 検討会報告書には、「海の家建築資材が飛散等したことにより、他者に被害が出た場合には、海岸組合が誠実な対応をとるものとし、市は事態の解決に努めてほしい」とその他意見に記載する
 - 海岸組合に対して誠実な対応を求めるなどして事態の解決に努めていくが、示談については当事者間の話であるため、金額等示談の内容や方法について、第三者である市が言及することはできないことは理解してもらいたい
- 座長から現メンバーへ、最後の挨拶があった。
- 市民協働部長から現メンバーへ、検討会の参加について感謝の挨拶があった。

以上

出席者一覧

所属		職名	氏名	備考
公募の市民	市民メンバー		中尾 裕一	
			深澤 忠房	
			熊岡 寛展	
			菊井 健一	
観光・商工団体	逗子市観光協会	事務局長	田代 朋子	
	逗子市商工会	副会長	三宅 謙	
	逗子市中央商店街連合会	会長	江原 浩	欠席
逗子海岸近隣 町内会・自治会	逗子市新宿自治会	会長	石井 康生	
	下桜山交友会	環境担当部長	菊池 伸介	
	逗子6丁目の会	会長	徳本 恒徳	欠席
	逗子7丁目東自治会	顧問	菊池 俊一	
	逗子ニューライフ管理組合	組合員代表	森川 順二	欠席
児童・青少年 関連団体	新宿地区青少年育成推進の会	会長	安重 宣子	代理出席 東海 邦彦
	逗子市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	飯野 幸	
防犯団体	逗子市防犯協会	会長	和田 修芳	
海岸にて活動する 事業者	逗子海岸営業協同組合	代表理事	菊池 千春	
	逗子マリン連盟	代表	小林 伸之	
市職員	市民協働部	部長	若菜 克己	
その他市長が必要 があると認めた者	逗子サーフライフセービングクラブ	顧問	歌代 光雄	
	逗子30'sプロジェクト		田中 美乃里	欠席

オブザーバー	神奈川県逗子警察署	地域課長	前川 喜信	
	神奈川県横須賀三浦地域 県政総合センター	企画調整課長兼 商工観光課長	中羽 加代子	
	神奈川県鎌倉保健福祉事務所	生活衛生部長兼 環境衛生課長	佐野 晃	
	神奈川県横須賀土木事務所	許認可指導課長	大山 晃	
	神奈川県横須賀土木事務所	まちづくり・建築指導課	関根 郷史 上池 正洋	
	公益財団法人 かながわ海岸美化財団	主任主事	高辻 宏行	欠席

事務局

所 属	職 名	氏 名
市民協働部	次長	岩佐 正朗
経済観光課	係長	鈴木 仁
経済観光課	主事	山口 翔太郎